

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）第6条の規定により、岩手県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成24年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

人事行政の運営等の状況の公表

目次

- 第1 人事行政の運営の状況
  - 1 職員の任免及び人数の状況
    - (1) 任免の状況
    - (2) 人数の状況
  - 2 職員の給与の状況
    - (1) 人件費の状況
    - (2) 職員給与費の状況
    - (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況
    - (4) 職員の初任給の状況
    - (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
    - (6) 一般行政職の級別職員数の状況
    - (7) 昇給期間短縮の状況
    - (8) 給与水準の状況
    - (9) 職員の手当の状況
    - (10) 特別職の報酬等の状況
  - 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
    - (1) 勤務時間の状況
    - (2) 休憩時間の状況
    - (3) 週休日・休日の状況
    - (4) 休暇の状況
    - (5) 育児休業の状況
  - 4 職員の分限及び懲戒処分の状況
    - (1) 分限制度の概要及び処分の状況
    - (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況
  - 5 職員のサービスの状況
  - 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
    - (1) 研修の状況
    - (2) 勤務成績の評定の状況
  - 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
    - (1) 安全衛生管理の状況
    - (2) 職員の健康管理の状況
    - (3) 職員互助団体への補助の状況
    - (4) 利益の保護の状況
- 第2 岩手県人事委員会からの平成23年度における業務の状況の報告

- 1 職員の競争試験及び選考の状況
  - (1) 競争試験の状況
  - (2) 選考の状況
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
  - (1) 報告の状況
  - (2) 勧告の状況
- 3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況
- 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況
- 5 職員からの苦情相談の状況

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び人数の状況

(1) 任免の状況

ア 職員の採用

平成23年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
新規採用	858	111	219	167	2	359
新規再任用	64	26	5	20	3	10

注 新規採用には、国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

イ 職員の離職

平成23年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分		合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
離職	定年退職	442	108	59	188	15	72
	その他	684	92	48	282	4	258
再任用の満了		50	16	5	11	9	9

(2) 人数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成23年		
一般行政部門	議会	33	33	0	
	総務	663	630	33	復興専担組織（復興局）設置に係る定数増
	税務	184	186	△2	本庁及び広域振興局における税務業務の見直し
	民生	295	327	△32	公共的団体派遣の引上げ及び福祉業務の見直し
	衛生	487	457	30	災害廃棄物対策等復旧・復興業務の増
	労働	131	136	△5	被災職業訓練施設の業務見直し
	農林水	1,357	1,356	1	放射線対策業務の増

	産				
	商工	164	173	△9	世界遺産関係業務及び工業関係業務の見直し
	土木	725	671	54	復旧・復興に係る土木及び用地業務の増
	小計	4,039	3,969	70	
特別行政部門	教育	12,732	12,881	△149	児童、生徒数の減少
	警察	2,557	2,419	138	震災による警察官の増員
	小計	15,289	15,300	△11	
公営企業等会計部門	病院	4,744	4,723	21	看護体制の維持及び上位施設基準取得による増
	その他	144	151	△7	下水道特別会計充当職員の減
	小計	4,888	4,874	14	
合計		24,216 (26,052)	24,143 (25,527)	73	

注1 括弧内は、条例定数の合計です。

2 常勤の教育長は除いています。

イ 年齢別職員構成の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 56	人 631	人 1,190	人 1,773	人 2,359	人 2,842	人 3,237	人 3,375	人 3,243	人 3,009	人 2,317	人 184	人 24,216

2 職員の給与の状況

県では、厳しい県財政等を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。具体的には次表のとおりです。

	抑制措置	対象	内容
特別職	給料月額の減額	知事	平成17年4月～同年7月 50%減額 平成17年8月～平成20年3月 15%減額 平成20年4月～平成23年3月 20%減額 平成23年4月～平成25年3月 15%減額
		副知事	平成17年4月～同年6月 20%減額 平成17年7月～平成20年3月 10%減額 平成20年4月～平成23年3月 15%減額 平成23年4月～平成25年3月 10%減額
一般職	給料月額の減額	部長・副部長級	平成20年4月～平成23年3月 6%減額
		総括課長級	平成20年4月～平成23年3月 4%減額
		上記以外	平成20年4月～平成23年3月 2%減額
	給料の特別調整額（管理職手当）の減額	部長級	平成17年4月～平成20年3月 25%減額 平成20年4月～平成23年3月 15%減額 平成23年4月～平成25年3月 25%減額
副部長級		平成17年4月～平成20年3月 25%減額 平成20年4月～平成23年3月 10%減額 平成23年4月～平成25年3月 25%減額	

		総括課長級	平成17年4月～平成20年3月 15%減額 平成20年4月～平成23年3月 5%減額 平成23年4月～平成25年3月 15%減額
--	--	-------	--

(1) 人件費の状況

県の職員は、知事等の特別職の職員と一般職の職員とに区分されています。平成23年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は、1,852億668万7千円で、県の歳出総額の14.8パーセントです。

(普通会計決算見込額)

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成23年度	1,317,795	1,251,175,692	13,945,160	185,206,687	14.8	26.6

注 人件費には、知事等の特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況

平成24年度の一般職の職員20,553人の給与費の予算額は、1,367億9,551万1千円で、1人当たりの給与費は、約666万円です。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度	20,553	88,649,526	16,235,876	31,910,109	136,795,511	6,656

注1 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

2 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職、警察職、高等学校教育職、小・中学校教育職及び技能労務職の職員の平均給料月額等は、次のとおりです。

(平成24年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	円	円	歳 月
一般行政職	338,205	404,042	43 6
警察職	325,606	435,896	39 10
高等学校教育職	379,372	431,940	44 0
小・中学校教育職	395,719	440,855	46 1
技能労務職	322,032	358,398	49 0

注1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在におけるそれぞれの職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当(期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。)の額を合計したものです。

3 これらの額は、平成24年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(4) 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給の給料月額は、次のとおりです。

(平成24年4月1日現在)

区 分		岩手県	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	円 172,200	円 (総合職) 185,800 (一般職) 172,200
	高校卒	140,100	140,100
警察職	高校卒	161,500	161,500
高等学校教育職	大学卒	192,800	
小・中学校教育職	大学卒	192,800	
技能労務職	高校卒	137,200	137,200

注 高等学校教育職、小・中学校教育職については、国に該当職がありません。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

経験年数が10年、15年及び20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりです。

(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	円 254,964	円 314,416	円 365,198
	高校卒	212,304	251,357	305,298
警察職	大学卒	284,702	323,386	371,060
	高校卒	244,064	291,829	339,013
高等学校教育職	大学卒	285,915	339,438	379,253
	高校卒	225,350	268,200	284,566
小・中学校教育職	大学卒	289,922	341,336	375,195
	短大卒	266,633	314,666	363,931
技能労務職	高校卒	203,700	259,400	280,375

注1 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 これらの額は、平成24年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされておりますが、行政職給料表が適用される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事、技師	人 336	% 7.5	% 6.7	% 8.2
2 級	主事、技師	644	14.5	14.8	15.6
3 級	主任、主査	903	20.3	20.6	18.3

4 級	主査、主任主査	1,250	28.0	28.9	27.7
5 級	主任主査、本庁の担当課長	858	19.2	18.7	20.8
6 級	本庁の課長、本庁の総括課長	187	4.2	4.2	3.7
7 級	本庁の総括課長	210	4.7	4.6	4.3
8 級	本庁の副部長、本庁の室長	54	1.2	1.1	1.2
9 級	本庁の部長	16	0.4	0.4	0.2
10 級	本庁の企画理事	—	—	—	0.0
合 計		4,458	100.0	100.0	100.0

注1 「標準的な職務内容」は、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。

2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(7) 昇給期間短縮の状況

制度改正に伴い、平成18年4月1日から昇給期間短縮は行っていません。

(8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を100とした場合の平成23年4月1日現在における本県職員のラスパイレス指数は、99.7です。

(9) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(平成24年4月1日現在)

1人当たり平均支給額 (平成23年度)	1,637千円		
平成24年度支給割合	6月期	期末手当 1.225月 (1.025月)	勤勉手当 0.675月 (0.875月)
	12月期	1.375月 (1.175月)	0.675月 (0.875月)
	計	2.60月 (2.20月)	1.35月 (1.75月)
	加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)	有 ※ 一般行政職の加算率 3級 5% 4級、5級 10% 6級、7級 15% 8級、9級、10級 20%	

注1 括弧内は、特定幹部職員 (本庁の部長、副部長等) に係る支給割合です。

2 支給割合及び加算措置の内容は、国と同じです。

イ 退職手当

(平成24年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分

勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
一人当たり平均支給額	7,810千円	26,543千円
その他加算措置 定年前早期退職者特例措置（2%～20%の割増し）		

注1 一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率及び加算措置の内容は、国と同じです。

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（平成23年度決算見込み）		43,847千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算見込み）		932,914円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	18人	18%
大阪市	15%	3人	15%
名古屋市及び豊田市	12%	5人	12%
福岡市	10%	3人	10%
仙台市	6%	4人	6%

注 上記のほか、医師及び歯科医師に対しては15%の支給率により、警察庁の職員等であった者が岩手県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては適用日の前日に在勤していた支給対象地域における支給率等により支給しています。

エ 時間外勤務手当

区分	平成22年度決算	平成23年度決算見込み
支給実績	2,875,189千円	3,221,183千円
職員1人当たり平均支給年額	529千円	543千円

オ 特殊勤務手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（平成23年度決算見込み）		1,118,602千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算見込み）		155,339円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		40.4%	
手当の種類（手当数）		48	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
徴税手当	総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部又は東京事務所勤務する職員	県税の賦課徴収に関する業務	月額 給料月額の10/100（最高限度20,000円）又は日額 870円
防疫等作業手当	防疫に従事する職員、県立病院等に勤務する医師、看護師等	感染症等の疑いがある家畜に対する防疫作業、犬の捕獲、処分、薬殺の作業、病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護等の業務	日額 210～380円

と畜検査手当	と畜検査員	と畜検査	月額 給料月額 $\times$ 2/100～ 8/100
放射線取扱手当	保健所又は生物工学研 究所に勤務する職員	X線その他の放射線を人体に 対して照射する作業又は放射 線障害防止のため行う作業	日額 230円～1,900円
環境衛生検査等業務手当	環境衛生指導員等	一般廃棄物処理施設若しくは 産業廃棄物処理施設の立入検 査、浄化槽の立入検査等	日額 230円
社会福祉業務手当	広域振興局保健福祉環 境部、福祉総合相談セ ンター又は児童相談所 に勤務する職員	生活保護に係る業務、更生措 置等を要する者、要保護女子 等に面接して行う相談・指導 業務等	月額 12,800円又は日額 610円
社会福祉施設等勤務手当	杜陵学園又は特別支援 学校に勤務する職員	入所者又は児童若しくは生徒 の介助又は指導を補助する業 務	日額 270円
精神保健福祉業務手当	保健福祉部障がい保健 福祉課、保健所又は精 神保健福祉センターに 勤務する職員	精神保健関係調査業務、精神 障害者の移送業務又は精神障 害者の福祉に関する相談・指 導業務	日額 290円
有害物取扱手当	(1) 保健所、病虫害 防除所、家畜保健衛 生所等に勤務する職 員 (2) 県立病院等に勤 務する職員	(1) 労働安全衛生法施行令 に規定する有害物を取り扱 う業務 (2) 抗悪性腫瘍剤の調整等 又はエックス線等を照射す る業務	(1) 日額 290円 (2) 日額 300円
衛生検査業務手当	環境保健研究センター 又は北上川上流流域下 水道事務所に勤務する 職員	病理試験、細菌試験又は化学 的試験・検査	月額 給料月額 $\times$ 8/100又 は日額 230円～1,490円
公害防止等業務手当	広域振興局保健福祉環 境部、環境保健研究セ ンター等に勤務する職 員	公害の防止等県民生活の生活 環境の保全のため実施する立 入検査	日額 230円
看護師養成指導手当	高等看護学院に勤務す る看護師	看護師の養成指導業務	月額 給料月額 $\times$ 7/100
爆発物取締業務手当	総務部総合防災室、商 工労働観光部商工企画 室等に勤務する職員又 は警察職員	火薬庫の保安検査、火薬類に 係る立入検査又は高圧ガス製 造施設の保安検査・立入検査	日額 250円
犯則取締等手当	総務部税務課、漁業取	地方税法の規定に基づく犯則	日額 400円～550円

	締事務所等に勤務する職員	事件の調査業務及び漁業関係取締業務	
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防御訓練等における指導業務	日額 720円
職業訓練指導手当	産業技術短期大学校、高等技術専門校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	月額 給料月額 $\times$ 2/100～7/100
農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員	研修業務	月額 給料月額 $\times$ 2/100～7/100
種雄牛馬等取扱手当	家畜保健衛生所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員	種雄牛馬等の自然交配等のため種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
家畜保健衛生業務手当	広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務する職員	家畜保健衛生業務	月額 17,600円又は日額830円
用地交渉等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員及び企業局職員	土地の取得等に係る交渉業務	日額 650円
高所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業	日額 200円～220円
坑内作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	トンネルの掘削作業	日額 450円
深所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれらに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業	日額 220円
災害応急作業等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務及び災害発生箇所で行う応急作業	日額 350円～910円
道路上作業手当	広域振興局土木部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額 300円
刑事作業手当	警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕の作業、警ら作業、犯罪鑑識作業、死体処理作業、被留置者	日額 230円～4,600円又は1回 1,240円～3,200円

		看守作業等	
夜間特殊業務手当	警察職員、企業局施設 総合管理所発電課に勤 務する職員	正規の勤務時間による勤務の 一部又は全部が深夜において 行われる業務	1回 410円～1,100円
航空手当	回転翼航空機に搭乗す る職員	回転翼航空機に搭乗して行う 操縦業務、整備業務、捜索救 難及び犯罪の捜査	1時間 1,900円～5,100円
多学年学級手当	指導教諭、教諭、講師 等	2以上の学年の児童又は生徒 で編制されている学級で行う 授業及び指導	日額 290円～350円
講師手当	県立の高等学校に勤務 する教育職員	2の課程の授業に従事した場 合	1時間 600円
漁ろう手当	船員	漁ろう作業	1航海（漁獲水揚総収入 －販売手数料）× （10～20）/100以内で任命 権者が定める。
用船手当	船員	用船された船舶に乗船した場 合	用船料×（10～20）/100以 内で任命権者が定める。
航海手当	船長、上席航海士、上 席通信士、上席機関士 等	船舶に乗船して航海した場合	日額 320円～540円
教員特殊業務手当	指導教諭、教諭、養護 教諭、講師、実習助手 等	学校の管理下において行う非 常災害時等の緊急業務、修学 旅行等において児童又は生徒 を引率して行う指導業務等	日額 1,800円～6,400円
水産教育実習指導手当	県立の高等学校に勤務 する副校長、指導教諭 、教諭、講師、実習助 手等	練習船に乗船して行う水産教 育実習の指導業務	日額 1,700円
教育業務連絡指導手当	指導教諭、教諭及び養 護教諭	教務その他の教育に関する業 務についての連絡調整及び指 導助言の業務	日額 200円
潜水手当	潜水業務に従事する職 員	潜水業務	潜水深度により1時間当た り310円～1,500円
海外事務所勤務手当	海外事務所勤務する 職員	外国に所在する機関で行う業 務	国の外務公務員に準じる。 ただし、在勤基本手当は 80/100、配偶者手当は扶養 手当額を控除する。
医師手当	県立病院等に勤務する 医師又は歯科医師	医療業務及び救急等の緊急業 務	給料月額額の20/100以内に 644,500円の範囲内の額を加

			算した額
夜間看護手当	県立病院等に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回 6,800円の範囲内
診療応援手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	医師の欠員等の理由により、病院相互の間で診療のため行う応援業務	日額 55,000円の範囲内
当直等診療業務手当	県立病院等に勤務する医師	当直勤務の時間内及び深夜における診療	1時間 2,000円の範囲内
待機手当	夜間、休日等における救急医療体制を確保している病院等に勤務する職員	待機当番に従事した場合	1回 2,500円の範囲内
分娩手当	分娩の業務に従事した医師	分娩の業務	1回 10,000円
特殊現場業務手当	企業局職員	発電施設、工業用水供給施設の保守点検業務	日額 710円～880円
危険作業手当	企業局職員	発電所、発電所建設事務所、工業用水道事務所等で行う特に危険を伴う作業	日額 180円～700円
圧搾空気内作業手当	企業局職員	圧搾空気内で行う点検、検査、監督等の作業	1時間 210円
特殊自動車運転作業手当	広域振興局土木部、農業研究センター又は農業大学校に勤務する技能労務職の職員	特殊自動車の運転作業又は除雪車による除雪作業	日額 300円～450円

カ その他の手当

(平成24年4月1日現在)

手当名	内容 (主な支給単価)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算見込み)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算見込み)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額:配偶者13,000円、その他の者1人当たり6,500円・11,000円)	同じ。		2,357,597千円	233,148円
住居手当	賃貸住宅居住者及び単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支	同じ。		1,272,898千円	296,989円

	給されます。(月額：27,000円以下)				
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額：交通機関利用者65,000円以下、交通用具等使用者35,000円以下)	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通機関利用者に係る積算方法、交通用具等利用者に係る限度額が異なります。	2,078,657千円	137,504円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額：27,100～133,600円)	異なる。	本県の管理職の在職実態を考慮して手当額を設定したため、国と手当額が異なります。	1,110,831千円	596,579円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教諭、講師、実習助手に対して支給されます。(月額：給料月額 $\times$ 8/100以下)	—	国に制度なし。	148,034千円	375,720円
初任給調整手当	医師、歯科医師、及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給されます。(月額410,900円以下)	同じ。		42,632千円	1,853,565円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます。(月額：23,000円、交通距離により加算有り。)	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通距離区分に応じた加算額が異なります。	460,456千円	312,809円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。(月額：給料月額及び扶養手当額の合計 $\times$ 18/100以下)	同じ。		20,551千円	119,482円
へき地手当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務す	—	国に制度なし。	391,755千円	387,109円

	る職員に対して支給されます。(月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下)				
定時制通信教育手当	定時制教育又は通信制教育に従事する教育職員に対して支給されます。(月額：給料月額×8/100以下)	—	国に制度なし。	59,907千円	418,930円
義務教育等教員特別手当	高等学校等に勤務する教育職員に対して支給されます。(月額：8,000円以下)	—	国に制度なし。	827,925千円	72,131円
農林漁業普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行う者又はこれらに従事する者に接して、農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給されます。(給料月額の8/100以下)	—	国に制度なし。	76,206千円	334,236円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：7,360円～17,800円)	異なる。	国では「在勤する官署」の地域に応じて支給されますが、本県では「居住する」地域に応じて支給されます。	1,135,320千円	68,940円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回：4,200円～7,200円)	同じ。		618,786千円	—
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務1回：12,000円以下)	同じ。		37,751千円	—
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務すること	同じ。		104,770千円	—

	を命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間:勤務1時間当たりの給与額の25/100)				—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間:勤務1時間当たりの給与額の135/100)	同じ。		469,697千円	—
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対して支給されます。(月額:3,970円~6,620円)	—	国に制度なし。	3,883千円	—

注 勤務実績により支給される手当については、1人当たりの平均支給額の記載を省略しています。

(10) 特別職の報酬等の状況

知事及び副知事の給料月額並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、次のとおりです。

また、これらの者には期末手当が支給されますが、その支給率は、年間2.95月分です。

(平成24年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,240,000円 (1,054,000円)
	副知事	960,000円 (864,000円)
報 酬	議 長	890,000円 (845,500円)
	副議長	800,000円 (760,000円)
	議 員	770,000円 (731,500円)
期 末 手 当		(平成24年度支給割合)
	知 事	6月期 1.40月分
	副知事	12月期 1.55月分
		計 2.95月分
		(平成24年度支給割合)
	議 長	6月期 1.40月分
副議長	12月期 1.55月分	
議 員	計 2.95月分	
退 職 手 当	知 事	給料月額×在職月数×0.65により算定する額
	副知事	給料月額×在職月数×0.45により算定する額

注1 知事及び副知事の給料並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、平成24年4月1日現在、括弧内の額に減額しています。

2 現知事の現任期にかかる退職手当は、支給しないこととしています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失ないように考慮して、条例等で定

めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間の状況

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です（日曜日及び土曜日は週休日）。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の定める規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、交代制勤務職員等、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、本庁及び盛岡地区の出先機関においては、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差出勤を実施しています。

(2) 休憩時間の状況

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの60分としています。

(3) 週休日・休日の状況

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」といいます。）に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇の状況

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を問わず毎年付与される年次休暇、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇があります。

特別休暇が認められる事由は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の26項目を定めています。

(5) 育児休業の状況

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けた制度です。

平成14年度には対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げ、平成22年7月からは、子の出生の日から57日間に育児休業をした場合に再度の育児休業の取得を可能とし、配偶者が育児休業をしている場合や専業主婦（夫）である場合も取得を可能とする等、取得対象を拡大しています。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限制度の概要及び処分状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性及び安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。

平成23年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分事由	処分の種類			
	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0		0

心身の故障の場合	0	0	375	375
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合			1	1
災害により生死不明又は所在不明となった場合			0	0
合 計	0	0	376	376

注 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

## (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。

平成23年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正（給与不正領得等）	1	0	0	0	1
一般服務違反関係（欠勤、勤務態度不良等）	8	8	4	2	22
一般非行関係（傷害、異性関係非行等）	0	2	5	0	7
収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	0	0
道路交通法違反	6	6	0	3	15
監督責任	3	0	0	0	3
合 計	18	16	9	5	48

## 5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により、市町村教育委員会がそのサービスを監督するものとされています。

本県においては、職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等に関して規定しています。

なお、平成16年7月から、各所属にコンプライアンス推進員を置くとともに、所属長が月に1度は職員に対してコンプライアンスに関する訓示を行う等、コンプライアンス推進体制の構築に向けた取組を行っています。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の状況

職員の研修は、職員の能力開発による組織力の発揮を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

平成23年度に行われた主な研修は、次のとおりです。

ア 知事部局実施の研修

基本研修	新採用職員研修、採用3年目職員研修、中堅職員研修、新任主査研修、新任担当課長等研修、新任総括課長等研修
特別研修	コンプライアンス推進員研修、プレイングマネージャー研修、eラーニング研修、部課長研修
派遣研修	自治大学校派遣研修、東北自治研修所派遣研修、民間企業派遣研修

注 他の任命権者の職員が受講し、又は参加する研修等も含まれています。

イ 他任命権者実施の研修

警察本部	基本研修（初任科・初任補修科、警部補・巡査部長）、部門別任用科研修（生活安全任用科、刑事任用科、警備任用科）、部門別専科研修（警務部関係、生活安全部関係、刑事部関係、交通部関係、警備部関係）、その他の研修（中堅実務・PJ研修）
医療局	新採用職員研修、一般職員初級課程研修、新任監督者研修、初任医師研修、現任主任看護師研修、セーフティマネジメント研修、看護研究基礎研修、医療クラーク研修、経営幹部職員研修等
企業局	新任職員研修、安全衛生業務研修（第1種衛生管理者、高圧電気取扱者特別教育等）、事務・技術関係業務研修（危険物取扱者等）等

(2) 勤務成績の評定の状況

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任、昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

本県においては、従来の勤務評定制度に替え、新たな人事評価制度を平成18年度から任命権者ごとに順次導入し、平成20年度までに全ての任命権者で導入しました。

なお、新たな人事評価制度においては、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」と評価された職員には昇給の加算を行い、「特に優秀」又は「優秀」と評価された職員には勤勉手当において上位の成績率を適用しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び各任命権者の定める職員安全衛生管理規程等に基づき、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに職員安全衛生委員会等の設置を行っています。

(2) 職員の健康管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断及び指定年齢健康診断を、特定の有害な業務に従事する職員を対象に特殊業務健康診断を実施しているほか、希望する職員に対して、肺がん検診、VDT健診等を実施しています。

また、職員の心の健康の保持増進のための対策として、精神科嘱託医の設置、メンタルヘルスセミナー等を実施しています。

(3) 職員互助団体への補助の状況

職員互助会に関する条例（昭和25年岩手県条例第59号）の規定に基づく職員の組織する互助団体への補助については、見直しを行い、4つの互助団体のうち、3互助団体への補助は平成18年度から、1互助団体への補助は平成22年度から、それぞれ廃止しています。

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。これらの制度の状況は、「第2 岩手県人事委員会からの平成23年度における業務の状況の報告」の3及び4のとおりです。

## 第2 岩手県人事委員会からの平成23年度における業務の状況の報告

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 競争試験の状況

試験区分	採用 予定数	第1次試験					第2次試験		最終 倍率 (B)/ (D)	
		申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験 者数	合格 者数 (D)		
I 種	一般行政(A)	28	476	342	71.8	4.9	67	38	9.0	
	一般行政(B)	2	111	90	81.1	4.3	21	4	22.5	
	社会福祉 心理	9	53	43	81.1	2.4	18	10	4.3	
	農学	1	19	17	89.5	4.3	4	3	5.7	
	畜産	6	31	20	64.5	1.4	14	7	2.9	
	林学	2	12	8	66.7	1.3	6	3	2.7	
	水産	4	20	16	80.0	1.6	8	6	2.7	
	総合土木	2	13	11	84.6	1.8	6	2	5.5	
	建築	10	59	46	78.0	2.1	19	11	4.2	
	機械	3	16	12	75.0	1.7	7	4	3.0	
	電気	2	15	12	80.0	2.0	6	5	2.4	
	総合化学	4	20	13	65.0	1.6	7	5	2.6	
	計(12職種)	7	55	48	87.3	3.0	15	9	5.3	
II 種	計(12職種)	80	900	678	208	75.3	3.3	198	107	6.3
III 種	警察事務	4	289	212	15	73.4	14.1	14	7	30.3
	計(1職種)	4	289	212	15	73.4	14.1	14	7	30.3
警察官	一般事務	28	276	241	71	87.3	3.4	70	36	6.7
	警察事務	2	26	24	9	92.3	2.7	9	3	8.0
	計(2職種)	30	302	265	80	87.7	3.3	79	39	6.8
警察官	警察官A (男性)	49	466 (7)	360 (5)	225	77.3	1.6	193	64	5.6
	警察官A (女性)	6	126	96	27	76.2	3.6	17	9	10.7
	警察官B (男性)	38	470 (16)	426 (13)	173	90.6	2.5	159	53	8.0
	警察官B (女性)	4	78	67	18	85.9	3.7	17	5	13.4

	計（4職種）	97	1,140	949	443	83.2	2.1	386	131	7.2
任 期 付	一般事務	60	518	426	125	82.2	3.4	120	64	6.7
	総合土木	48	160	158	81	98.8	2.0	70	50	3.2
	計（2職種）	108	678	584	206	86.1	2.8	190	114	5.1
	合計（21職種）	319	3,309	2,688	952	81.2	2.8	867	398	6.8

注1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数です。

2 受験者数は、途中棄権者を含む数です。

3 警察官採用の第1次試験は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県と共同で実施しており、警察官の数は、本県を第一志望とする者の数です。括弧内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数です。

(2) 選考の状況

ア 身体障がい者を対象とした採用選考試験（一般事務）

採用 予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者数 (D) (採用者数)	
人 3	人 5	人 4	人 4	% 80.0	倍 1.0	人 2	人 1 (0)	倍 4.0

イ 警察官（武道指導）採用選考試験

採用 予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者数 (D) (採用者数)	
人 4	人 14	人 8	人 8	% 57.1	倍 1.0	人 8	人 2 (2)	倍 4.0

ウ 科学捜査研究所法医担当研究員採用選考試験

採用 予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者数 (D) (採用者数)	
人 1	人 11	人 9	人 4	% 81.8	倍 2.3	人 3	人 2 (1)	倍 4.5

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

岩手県人事委員会は、平成23年10月27日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その概要は、次のとおりです。

(1) 報告の状況

本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、経済・雇用情勢等を反映して決定される県内民間従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、勧告を行うことが適当であると考えます。

しかしながら、平成23年においては、職種別民間給与実態調査を実施せず、県内の民間の給与を把握できなかったことか

ら、県民の理解を得るためには、全国の民間の給与を反映した人事院勧告の内容を踏まえつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、勧告を行うことが最も適当であると判断しました。

また、平成18年から行われている給与構造改革の経過措置が引き続く間は、その進展状況にも留意しつつ、給与改定について検討することが適当であると考えます。

#### ア 職員の給与を決定する基礎的諸条件の調査研究

職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の適用を受ける職員をいいます。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行いました。

#### イ 民間との給与比較

平成23年においては、東日本大震災津波により県内民間事業所の多くが被害を被っていることから職種別民間給与実態調査を実施しなかったため、職員給与と民間給与の較差を算出することはできませんでした。

#### ウ 本県と国との給与比較

平成22年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の俸給（給料）をラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県職員の指数は、97.8となっています。

#### エ 物価及び生計費

##### （ア）物価指数

平成23年4月の消費者物価指数は、前年4月に比べて、盛岡市では0.2%増加、全国では0.4%減少しています。

##### （イ）標準生計費

平成23年4月における盛岡市の標準生計費は、次のとおりとなりました。

世帯人員	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
月額	108,280円	148,150円	169,070円	189,990円	210,910円

#### オ 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、平成23年9月30日に、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等について報告を行い、俸給月額の下げ改定について勧告するとともに、給与構造改革における経過措置額の廃止及びこれに伴う若年・中堅層を中心とした昇給回復の実施について勧告を行いました。

以上のほか、国家公務員制度改革について報告を行うとともに、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出を行っています。

#### カ むすび

##### （ア）平成23年の給与改定の基本方針

本委員会としては、これまで、その専門性及び中立性の立場から、調査の結果から得られた県内の民間給与と職員給与との較差を基本として、給与勧告を行ってきたところです。

しかしながら、平成23年においては、例年実施している職種別民間給与実態調査を行わなかったため、職員給与と民間給与の較差が把握できず、給与勧告を見送ることも検討したものの、東日本大震災津波による甚大な被害を被った本県においては、景気・雇用情勢は厳しい状況が続いており、民間の給与にもその影響が及んでいるものと推察されることから、県民の理解を得るためには、これらのことを全く考慮せずに給与勧告を見送ることは適当でない判断しました。

そのため、平成23年においては、全国の民間の給与を反映した人事院勧告の内容を踏まえつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行った結果、人事院勧告に準じることが適当と判断し、異例ではあるものの、給与勧告を行うこととしました。

#### (イ) 給料表等

人事院においては、官民較差（△0.23%）を解消するため、俸給表を平均0.2%引き下げる内容の勧告を行いました。

一方、本県においては、公民較差が把握できなかったため、較差解消という観点では給料表の改定を行うことができず、平成23年のような状況下においては、全国の民間の給与を反映した人事院勧告による国の俸給表を踏まえた改定を行うのが適当と判断しました。

なお、本県では、前年、給料表の引下げ改定を見送ったことから、平成23年においては、人事院勧告を上回る引下げ改定となるものの、景気・雇用情勢は厳しい状況が続いており、民間の給与にもその影響が及んでいるものと推察されることから、やむを得ないものと考えます。

また、給料月額について上記の改定が行われることを踏まえ、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項の規定等による給料（経過措置額）についても引き下げることが適当と判断したところであり、引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係る一昨年（平成22年）の経過措置額の引下げ率（△1.39%）及び平成23年の行政職給料表の最大の号給別改定率（△0.66%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とします。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額及び経過措置額の引下げ改定を行うこととします。

ただし、医師及び歯科医師に適用される医療職給料表(1)については、医師の人材確保が重要な課題となっているところであり、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととします。

平成23年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げるものであるため、遡及することなく条例の施行日から適用するものですが、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る所要の調整を行うことが情勢適応の原則にも適うものです。

この年間調整については、平成23年12月期の期末手当の額において、制度的に調整するよう所要の措置を講じることとします。この場合において、若年層等の引下げ改定を行わない給料月額を受ける職員（経過措置額を受ける職員を除く。）について調整を行うことは適当ではないため、平成23年の調整は、全職員に係る改定率（平成23年の場合、△0.37%）に代えて、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって、行政職給料表適用職員全体の改定額を負担することとして求められる率（調整率）によって行うことが適当です。

具体的には、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、平成23年4月に受けた民間給与との比較の基礎とすべき給与種目の給与額の合計額に調整率（△0.49%）を乗じて得た額に、平成23年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、平成23年6月に支給された期末手当・勤勉手当に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとします。

なお、本県では、財政事情を考慮して条例権者が給料の特別調整額及び管理職手当の減額措置を実施しているところであり、調整に際しては、このことを考慮することが適当です。

#### (ウ) 期末手当・勤勉手当

人事院においては、平成23年の東北3県（本県、宮城県及び福島県）を除いた調査結果によると民間事業所の特別給の支給割合は3.987月ですが、東北3県の民間の特別給データを除くことにより過去3年間では0.004月～0.007月分の上振れが生じていることに加え、東北3県の今夏の特別給をめぐる状況は厳しいとみられることから、特別給の改定を見送ることとしています。

本県においては、景気・雇用情勢は厳しい状況が続いており、民間の給与にもその影響が及んでいるものと推察されます。

一方、本県の民間における特別給の支給状況は、近年、全国と同程度の水準で推移し、その結果として、本県における期末手当・勤勉手当は、国と同じ支給月数で推移してきています。

以上のことから、平成23年においては、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当・勤勉手当の改定を見送ることが適当と判断しました。

(エ) 給与構造改革における経過措置額の廃止等

人事院においては、高齢層における官民の給与差をみると、依然として公務が民間を相当程度上回っており、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、この際、早急に経過措置額を廃止し、高齢層の職員の給与水準の是正を図る必要があるとしており、併せて、経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資については、世代間の給与配分の適正化の観点から、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復に充てるとしています。

給与構造改革の経過措置については、本県においても国に準じて実施したものであり、今後定年の段階的な引上げが行われる可能性も視野に入れると、人事院勧告に準じて経過措置額を廃止することが適当であると考えます。

また、給与構造改革期間中の昇給抑制についても、本県では国に準じて実施してきたところであり、人事院勧告に準じて昇給回復を実施することが適当であると考えます。

しかしながら、平成23年6月、国会に「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」が提出されている事情を踏まえ、上記の実施時期については、国の動向を注視するとともに他の都道府県の動向も考慮しつつ、適切に判断していく必要があると考えます。

(オ) 獣医師に係る初任給調整手当

本県においては、近年、獣医師の採用者数が採用予定者数を下回る状況が続き、その確保が大きな課題となっているところですが、全国有数の畜産県として、その行政需要は今後さらに高まっていくものと考えられることから、獣医師の安定的な採用確保を図るため、その処遇に係る県内民間の状況や他の都道府県との均衡等を考慮しつつ、獣医師に係る初任給調整手当の改善について、検討する必要があると考えます。

(カ) 公務員の高齢期の雇用問題

人事院においては、平成23年9月30日に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行い、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当である旨示したところです。

本県のこれまでの高齢期雇用の取組としては、平成13年度から再任用制度を導入し、希望する定年退職者等の働く環境づくりを進めてきたところですが、同制度により高齢期の雇用確保を図っていく場合においては、今後の定年退職者数の見込みを踏まえ、希望者全員が再任用されるよう方策を検討していく必要があると考えます。

一方、人事院が意見の申出において適当であると認めた段階的な定年の引上げによって高齢期の雇用確保を図っていく場合においては、①加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員の職務の特殊性、公務運営への影響等を考慮した対応、②給与制度について定年の引上げによる総給与費の増大を抑制するための給与の在り方、③組織の高齢化に対して組織活力や職員の勤労意欲を維持するための取組をはじめ、各種の措置を検討していく必要があると考えます。

いずれにしても、高齢期の雇用問題は、本格的な高齢社会に移行していくなかで、上記の検討課題にとどまらず定数管理、給与制度、組織体制等人事制度全般に関わる問題となっていること、地方公務員の定年が国の職員につき定められる定年を基準として定めるものであることを踏まえて、国の動向等を注視しながら、適切に対応していく必要があると考えます。

(キ) 超過勤務の縮減等

超過勤務の縮減等については、これまでも付言してきたところですが、東日本大震災津波の発生前までは、各任命権者において、業務改善など多様、かつ、積極的な取組が行われた結果、過去10年間の推移をみると減少傾向にあるなど、一定の成果を挙げてきたところです。

しかしながら、東日本大震災津波の発生直後、職員の超過勤務時間数は大幅に増加し、現在は、復興局の設置その他の組織や人員配置の見直し等により、発生当初に比して徐々に落ち着きが見られるものの、例年を上回る状況が今後も一定の期間継続することが見込まれます。

そのため、各任命権者において、災害対応業務に応じたより柔軟かつ機動的な人員体制を確立するとともに、今後

においても一層、管理監督者が勤務実態の的確な把握に努めながら業務処理体制の見直しや職員の意識改革を行うなど、管理者のリーダーシップと職員の相互理解の下で超過勤務時間の縮減や年次休暇等の休暇の計画的な取得促進等の取組が進められ、職員の仕事と生活の調和に寄与することを期待するものです。

#### (ク) 両立支援の推進

本県においては、これまでも育児休業や育児短時間勤務制度、両立支援のための特別休暇制度を整備してきたところですが、これらの制度が有効に活用されるよう、職員に対して制度の周知を図るとともに、制度を活用しやすい職場環境づくりを引き続き進める必要があると考えます。

また、人事院は、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、現行制度では、育児休業の期間が1か月以下の場合には休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、平成23年12月期の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講ずる旨言及しており、本県においても、同様の措置を講じることが適当であると考えます。

#### (ケ) 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、職業生活と家庭生活の両立、さらには、多様な県民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要であると考えます。

心の健康問題による長期療養者数は従来より増加傾向にあることが認められていましたが、東日本大震災津波の発生以降、多くの職員が被災地の復旧、復興その他の災害対応業務に精力的に従事しているところであり、これらの業務負担による心身の疲労の蓄積、惨事ストレス等により、今後、従来にも増して心の健康問題を抱える職員が増加することが懸念されます。

各任命権者においては、これまでも職員の心身の健康管理対策には様々な取組がなされてきており、特に東日本大震災津波の発生以降には、被災地における災害対応職員等を対象とした健康相談、研修等の各種の重点的な取組が認められるところです。

本委員会としては、各任命権者に対し、今後も職員の状況に応じたメンタルヘルス対策を充実するとともに、災害対応職員に対する被災地における相談体制の充実、定期的なストレスチェックの実施等の職員の健康管理対策への重点的かつ能動的な取組に引き続き努めるよう期待するものです。

#### (コ) 要請

地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割に加え、上記の状況を十分に理解され、この勧告を実施されるよう要請します。

### (2) 勧告の状況

職員の給与について、次の措置を講じられるよう勧告します。

#### ア 改定の内容

##### (ア) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

現行の給料表（医療職給料表（1）を除く。）を別記第1のとおり改定すること（別記第1省略）。

##### (イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること（別記第2省略）。

##### (ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること（別記第3省略）。

##### (エ) 一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第30号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号。①において「平成21年改正給与条例」という。）及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年岩手県

条例第61号。①において「平成21年改正給与等条例」という。)の施行の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

① 平成21年改正給与条例附則第2項及び平成21年改正給与等条例附則第2項に規定する減額改定対象職員 100分の97.96

② ①に掲げる職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。) 100分の99.34

イ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

(イ) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

① 平成23年12月に支給する期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例第38条及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第29条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、Ⅰ及びⅡに掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

Ⅰ 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)附則第8項から第10項まで及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第30号)附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職給料表(1)の適用を受ける職員若しくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となつた者(同年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び教職調整額の月額の合計額に100分の0.49を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
公安職給料表	1級	1号給から92号給まで

	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から72号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
教育職給料表(1)	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	特2級	1号給から48号給まで
	3級	1号給から24号給まで
教育職給料表(2)	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から48号給まで
	3級	1号給から40号給まで
研究職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から4号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで

Ⅱ 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.49を乗じて得た額

② 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において地方公営企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、①の額の算定に関し所要の措置を講じること。

(ウ) その他所要の措置

(イ)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

### 3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

事案名	受理件数	前年度からの繰越件数	取下げ・打ち切り件数	判定件数	次年度繰越件数
—	—	—	—	—	0

## 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

(単位：件)

事 案 名	受理件数	前年度からの繰越件数	取下げ・打ち切り件数	判定件数	次年度繰越件数
大量争議関係事案	—	184	—	—	184
懲戒処分取消請求事案	0	2	—	2	0

## 5 職員からの苦情相談の状況

(単位：件)

内 容	任命権者				
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他・不明	計
任用	0	0	0	1	1
給与	1	0	0	1	2
勤務条件・服務	0	1	0	1	2
厚生・福祉	0	0	0	0	0
セクハラ	1	0	0	1	2
いじめ	2	1	0	0	3
公平審査	0	1	0	0	1
その他	0	0	0	0	0
計	4	3	0	4	11